

京労基発 0821 第 1 号
令和 6 年 8 月 21 日

関係機関・団体 各位

京都労働局労働基準部長



職場における熱中症予防対策の徹底について

労働行政の運営につきましては、日頃から格別のご理解ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、熱中症については、その対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律（令和5年法律第23号）に基づき、令和5年5月30日に「熱中症対策実行計画」が閣議決定され、2030年に熱中症による死亡者数の半減を目指すことを目標に、関係府省庁における対策の強化を盛り込んでいるところです。

京都府内の過去3年間の熱中症による労働災害を取りまとめましたところ、本年7月末における休業4日以上の死傷者数（以下「7月末速報値」という。）は5人となっており、前々年同期と比較して4人増加、前年同期と比較して2人増加しています。また、過去3年間の7月末速報値9人のうち、5人が60歳以上の高年齢労働者で、6人が正午から午後5時までの間に発症しています（別紙1参照）。

例年8月は死傷災害の発生件数が最多となっており、向こう1か月の季節予報では平均気温が平年より高い見込みと予想されており、対策に万全を期すことが重要です。引き続き、令和3年4月20日付け基発0420 第3号「職場における熱中症予防基本対策要綱の策定について」及び令和6年2月27日付け基安発0227第1号「令和6年「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」の実施について」に基づき、特に暑さ指数(WBGT)を把握、活用し、必要に応じて作業の中止等を徹底することや、異常を認めたときは、躊躇なく救急隊を要請すること等、状況に応じた対応の実施について、会員事業場等に対して周知いただきますよう、特段のご配慮をお願い申し上げます。

なお、全国における7月末速報値は、別紙2のとおりです。